

(介護予防)通所リハビリテーション事業所 重要事項説明書 I

医療法人 佐原病院のご案内
(令和6年6月1日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 医療法人 佐原病院
- ・開設年月日 昭和 58年 3月 1日
- ・所在地 福島県喜多方市字永久7689番地の1
- ・電話番号 0241-22-5321
- ・ファックス番号 0241-23-3154
- ・管理者名 森泉 茂樹
- ・介護保険指定番号 施設(0710810664号)

(2) 医療法人 佐原病院の目的と運営方針

医療法人 佐原病院(以下、当院とする)は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるように、支援することを目的とした施設です。この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[医療法人 佐原病院の運営方針]

安心と信頼を大切に、そして喜びを共感できる施設として、生活の再建という視点にたって良質な医療・介護とリハビリテーションを通して生活の自立を目指し支援していく。

2. 施設利用に当たっての留意事項

- ・喫煙：敷地内では禁煙となります。
- ・設備・備品の利用：
(介護予防)通所リハビリテーション計画及びリハビリテーション実施計画に基づき作業療法士等のもとに使用することができます。
- ・所持品の持ち込み：
最低限必要な身の回り品の持参をお願いします。
- ・ペットの持ち込み：衛生面より、持ち込み等のご遠慮願います
- ・骨折、ケガ等：
当院では、事故防止に最大の注意を払っておりますが、万が一事故が起きた場合は専門治療をして頂くことがあります。

3. 非常災害対策

災害時の対応 自動転送システムにより消防署へ連絡、職員の自衛組織により避難誘導・消火活動等にあたる。

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、補助散水栓、避難誘導設備、防火不燃材、防火戸
- ・防災訓練 年2回：消防防災避難訓練
月1回：防火防災の注意
- ・防火責任者 リハビリテーション科主任 大倉 めぐみ

(介護予防)通所リハビリテーション事業所 重要事項説明書Ⅱ

(介護予防)通所リハビリテーションについて

(令和3年4月1日現在)

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. (介護予防)通所リハビリテーションについての概要

(介護予防)通所リハビリテーションについては、要介護者及び要支援者の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画に基づき、事業所を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話を行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、(介護予防)通所リハビリテーション計画が作成されますが、その際、利用者・扶養者（ご家族）の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

(1) 事業所の職員体制

	常 勤	業務内容
・医 師	1 以上	利用者に対する医学的管理
・理学療法士または作業療法士	1 以上	リハビリテーション（理学療法及び作業療法）

*医師、理学療法士・作業療法士、は当院と兼務し、上記業務を行う。

(2) (介護予防)通所リハビリテーション定員 10名

(

3) 営業日

月曜日から土曜日（但し日曜日、祝祭日、及び12月30日～1月3日を除く。）

* 当事業所は、医療法人佐原病院施設内にあるため、佐原病院の営業日に準ずる

(4) 営業時間

営業時間 : 8:30 ~ 17:30（土曜営業日は8:30～12:30）

サービス時間 : 8:30 ~ 12:30の内の1時間以上2時間未満

13:30 ~ 17:30の内の1時間以上2時間未満

(5) 通常の実施地域

喜多方市内、北塩原村（北山、大塩地区）を実施地域とする。

3. (介護予防)通所リハビリテーションサービス

事業所利用中は明るく家庭的な雰囲気のもとで、懇切丁寧な個別リハビリテーションを提供し、常に利用者及びご家族の立場に立って運営します。

(1) サービス内容

① (介護予防)通所リハビリテーションの計画の立案

(介護予防)通所リハビリテーション担当職員が個々のニーズに合わせて作成します。

② 看護及び医学的管理下の介護

当院では、医師・看護職員が常勤しておりますので、ご利用者の状態に照らして適切な医療・看護を行ないます。

③ 在宅での日常生活動作指導及び介護指導

④ 物理療法及び機能訓練

リハビリテーション実施計画に基づく個別リハビリテーション

⑤ その他

※これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にはご相談ください。

(2) 利用料金

ご利用料金、加算料金については別表 1 をご覧ください。

(3) 支払方法

① 毎月 10 日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の 20 日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。お支払方法は、現金支払いでお願い致します。

(4) 保険給付・高額介護サービス費の請求の為の証明者の交付

事業所はサービス提供料を受領した場合は、提供したサービスの内容用額を記載した領収書（証明書）を発行します。

尚、償還払い・療養費払い等をおこなう場合は、請求に必要なサービス提供証明書を発行いたしますので、保険者である市町村・社会保険事務所の窓口へ提出請求して下さい。償還払い・療養費払いに該当する方にはその都度担当者から説明いたします。

4. 事故発生時の対応

事業所は、サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに応急処置及び必要に応じ、他医療機関への搬送等の措置を講ずると共に家族等に連絡を行います。

必要によっては市町村及び居宅介護支援事業所等にも連絡・報告します。

事業所の責に帰すべき事由によって利用者が事故を被った場合、事業所は利用者に対して損害賠償するものとしします。

5. 協力医療機関等

事業所では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

・協力医療機関(当院)

- ・名称 医療法人 佐原病院
- ・住所 喜多方市字永久7689番地1

※緊急時の連絡先

緊急の場合には、(介護予防)通所リハビリテーション利用約款「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡いたします。

※他医療機関への紹介

当院での対応が困難な状態や専門的な対応が必要になった場合は、責任を持って他医療機関を紹介しますので、ご安心下さい。

6. 要望及び苦情等の相談

事業所には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。要望や苦情などは、支援相談員及び担当介護支援専門員若しくは事業所職員にお寄せ下さい。速やかに対応いたしますが、当院に備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

- ・苦情受付担当者 リハビリテーション科主任 大倉めぐみ
- ・苦情解決責任者 院長 森泉 茂樹

7. 個人情報の保護

当院も個人情報保護法・介護保険法及び関係法令に基づき、個人情報の取り扱いに関してはその保護に積極的に取り組みます。但し、原則的に居室前の氏名表示をさせていただきますのでご了承下さい。

氏名の掲示の他、個人情報保護に関してのご質問・ご要望がございましたら下記の相談窓口にお気軽にご相談下さい。

- ・個人情報相談窓口 リハビリテーション科主任 大倉 めぐみ

8. 禁止事項

当院では、多くの方に安心して(介護予防)通所リハビリテーションしていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

9. その他

当院についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご希望の方はお申し出ください。

別表1

1 通所リハビリテーションの基本料金

(1) 事業所利用料

介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度および利用時間によって利用料が異なります。以下は1日当たりの自己負担分です

1時間以上2時間未満			
要介護度	1割負担の場合	2割負担の場合	3割負担の場合
要介護1	369円	738円	1,107円
要介護2	398円	796円	1,194円
要介護3	429円	858円	1,287円
要介護4	458円	916円	1,374円
要介護5	491円	982円	1,473円

(2) その他の加算

リハビリテーションマネジメント加算

	イ	ロ	ハ
同意日の属する月から6月以内	560円(月)	593円(月)	793円(月)
同意日の属する月から6月超	240円(月)	273円(月)	473円(月)

※医師が利用者またはその家族に説明した場合、上記に加えて270点追加

科学的介護推進体制加算	40円(月)
-------------	--------

	1割負担の場合	2割負担の場合	3割負担の場合
送迎を行わない場合(片道)	-47円(日)	-94円(日)	-141円(日)

※基準日とは退所・退院日または新たに要介護認定の日を指します

2 介護予防通所リハビリテーションの基本料金

(1) 事業所利用料

要支援認定によるご利用の場合は1日単位ではなく1ヶ月単位での設定となっております。

1時間以上2時間未満			
要支援度	1割負担の場合	2割負担の場合	3割負担の場合
要支援1	2,268円	4,536円	6,804円
要支援2	4,228円	8,456円	12,684円

※ 同一月内で、介護予防通所リハビリテーションと介護予防短期入所の介護サービスを受けられた場合は、その1月から介護予防短期入所サービスを受けた日数を減じて得た日数により日割りで請求させていただきます。

※ 指定居宅介護予防通所リハビリテーションの利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に指定介護予防通所リハビリテーションを行う場合、1月につき下記単位数を所定単位数から減算させていただきます。

要支援1	120円(月)
要支援2	240円(月)

(2) その他の加算

	1割負担の場合	2割負担の場合	3割負担の場合
科学的介護推進体制加算	40円(月)		

<別紙1>

個人情報の利用目的
(平成30年4月2日現在)

医療法人 佐原病院(以下、当院とする)では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔当院での利用目的〕

- ・事業所が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当院の管理運営業務のうち
 - －入退院等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・事業所が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、当院及び外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当院内部での利用に係る利用目的〕

- ・当事業所の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当院において行われる学生の実習への協力
 - －当院において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当院の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供

医療法人 佐原病院 (介護予防)通所リハビリテーション事業所 利用約款

(約款の目的)

第1条 医療法人 佐原病院 (介護予防)通所リハビリテーション事業所 (以下「事業所」という。)は、要支援状態又は要介護状態と認定された利用者 (以下単に「利用者」という。)に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、一定の期間、(介護予防)通所リハビリテーションを提供し、一方、利用者及び利用者を扶養する者 (以下「扶養者」という。)は、事業所に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

(適用期間)

第2条

- 1 本約款は、利用者が(介護予防)通所リハビリテーション利用契約書を事業所に提出したのち、効力を有します。但し、扶養者又は保証人に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。
- 2 利用者は、前項に定める事項の他、本約款、重要事項説明書Ⅰ・Ⅱ (職員の改定は除く)の改定が行われないう限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し(介護予防)通所リハビリテーションを利用することができるものとします。

(利用者からの解除)

第3条 利用者及び扶養者は、事業所に対し、利用中止の意思表示をすることにより、利用者の居宅サービス計画にかかわらず、本約款に基づく(介護予防)通所リハビリテーション利用を解除・終了することができます。なお、この場合利用者及び扶養者は、速やかに当施設及び利用者の居宅サービス計画作成者に連絡するものとします。

但し、利用者が正当な理由なく、(介護予防)通所リハビリテーション実施時間中に利用中止を申し出た場合については、原則、基本料金及びその他ご利用いただいた費用を事業所にお支払いいただきます。

(事業所からの解除)

第4条 事業所は、利用者及び扶養者に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく(介護予防)通所リハビリテーションサービスの利用を解除・終了することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立と認定された場合
- ② 利用者の居宅サービス計画で定められた利用時間数を超える場合
- ③ 利用者及び扶養者が、本約款に定める利用料金を2か月分以上滞納しその支払いを督促したにもかかわらず10日間以内に支払われない場合
- ④ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、事業所での適切な(介護予防)通所リハビリテーションサービスの提供を超えると判断された場合
- ⑤ 利用者又は扶養者が、事業所、事業所の職員又は他の利用者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑥ 天災、災害、事業所・設備の故障、その他やむを得ない理由により利用させることができない場合

(利用料金)

第5条

- 1 利用者及び扶養者は、連帯して、事業所に対し、本約款に基づく(介護予防)通所リハビリテーションサービスの対価として、重要事項説明書の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、事業所は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。
- 2 事業所は、利用者及び扶養者が指定する者に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月10日までに発行し、所定の方法により交付する。利用者及び扶養者は、連帯して、当施設に対し、当該合計額をその月の20日までに支払うものとします。なお、支払いの方法は別途話し合いの上、双方合意した方法によります。
- 3 事業所は、利用者又は扶養者から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者又は扶養者の指定する者に対して、領収書を所定の方法により交付します。

(記録)

第6条

- 1 事業所は、利用者の(介護予防)通所リハビリテーションサービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間は保管します。(診療録については、5年間保管します。)
- 2 事業所は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、これに応じます。但し、扶養者その他の者(利用者の代理人を含みます。)に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

(身体の拘束等)

- 第7条 事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、管理者又は医師が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、事業所の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載すると共に、本人または扶養者に文書にて同意を得ることとします。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第8条

- 1 事業所とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者又は扶養者若しくはその家族等に関する個人情報の利用目的を別紙1のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。
 - ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
 - ② 居宅介護支援事業所等との連携
 - ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
 - ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
 - ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合(災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等)

2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(緊急時の対応)

第9条

- 1 事業所は、利用者に対し、医師の医学的判断により受診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。
- 2 前項のほか、通所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、事業所は、利用者及び扶養者が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(事故発生時の対応)

第10条

- 1 サービス提供等により事故が発生した場合、事業所は、利用者に対し必要な措置を講じます。
- 2 医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
- 3 前2項のほか、事業所は利用者の家族等利用者又は扶養者が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

(要望又は苦情等の申出)

第11条 利用者及び扶養者は、事業所の提供する(介護予防)通所リハビリテーションに対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができ、又は、備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

(賠償責任)

第12条

- 1 (介護予防)通所リハビリテーションの提供に伴って事業所の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、事業所は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。
- 2 利用者の責に帰すべき事由によって、事業所が損害を被った場合、利用者及び扶養者は、連帯して、事業所に対して、その損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めのない事項)

第13条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令の定めるところにより、利用者又は扶養者と事業所が誠意をもって協議して定めることとします。